
プロジェクト リース

項目 第 478 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

サブリース取引について

2. 中間的な貸手のサブリースの貸手としてのファイナンス・リースの判定要件にある「使用権資産の公正価値」という用語は、わかりやすい表現に書き下した方が良いのではないか。

リースの識別 — 特定された資産（資産の稼働能力部分）について

3. 資産の稼働能力部分に関する設例を入れる方向性に賛成する。
4. 資産が物理的に別個のものではなくリースを含まない場合を示す設例において、契約の対象資産として採り上げられたガス貯蔵施設は、顧客から受け入れたガスを分別管理できず、特定された資産を使用するイメージがしづらいため、貸倉庫で場所を特定しない場合のように一般的にイメージがつきやすいものにした方が良いと考える。
5. 設例は、物理的に別個のものではない資産の稼働能力に関する考え方と、使用する権利を一部有している場合とほとんどすべてを有している場合の考え方が含まれておりリースの識別に関する理解が深まるものとする。
6. 設例の前提条件に関する記載の中で使われている「リース期間」という用語は、リースであることを前提にしていると誤解を招く恐れがあるため、他の用語に置き換えたほうが良いと考える。

連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針の改正案について

7. 従来オペレーティング・リースに区分されていたリースの支出に関して、改正案

審議事項(1)-5

では、キャッシュ・フロー計算書における区分が、これまでの営業活動の区分から財務活動の区分に変更され、特に不動産関係のリースに大きな影響が及ぶと想定されることから、財務諸表利用者からの意見を踏まえたうえで検討したほうが良いと考える。

以 上